

## こどもまんなかフォーラム 第6回

# こどもの健やかな成長に向けた児童館からの提言

令和5年1月27日(金)

子どもたちに、  
遊びの時間と、いつもの居場所。



一般財団法人 Foundation for Promoting Sound Growth of Children

児童健全育成推進財団

理事長 鈴木 一光



# 目次

1. こども大綱・こどもの居場所づくり指針への提言	3
2. こどもの居場所の視点・理念・要素(居場所とは何か)	4
3. こどもの居場所とは	5
4. こどもの居場所(サードプレイス)を増やすことの重要性	6
5. こどもの居場所としての児童館の有効活用	7
6. 児童館の概況	8
7. 児童館の機能	9
8. こどもの意見を聴く人	10
9. 児童館における「こどもが意見を述べる場」の取組事例	11
○児童健全育成推進財団の概要	12
○参考資料(2021全国児童館実態調査結果)	別紙

# こども大綱・こどもの居場所づくり指針への提言

- こどもの居場所は、こどもが選択できることが重要です。
- こどもの意見を聴くためには、こどもとの信頼関係が重要です。
- こどもは地域のなかで育つことが重要です。
- こどもが身近で安心して相談できる場所が重要です。

それらを踏まえ、以下の通り提言します。

- こども基本法に基づき、こどもの居場所づくりに関して、国、都道府県、市区町村それぞれの責務を示すこと。
- すべての市区町村にこども視点のソーシャルワーカー・スーパーバイザー(専門職)を配置するとともに、その人材養成について示すこと。
- すべての市区町村に幅広いこども支援をおこなう児童館等の設置・機能拡充を勧奨すること。

# こどもの居場所の視点・理念・要素(居場所とは何か)

令和4年11月14日内閣官房こどもの居場所づくりに関する検討委員会第3回委員会資料より抜粋

- こどもや若者が意見・希望を反映できる機会がある。
- こどもがありのままにいられる。こどもを受容する場である。
- こどもが安心かつ安全に過ごせる。味方になってくれる大人がいる。
- こどもがやりたいことをできる。こども自身で過ごし方を選べる。
- 居場所としてそこに在り続ける。
- 気軽に行ける、いつでも自由に1人で行ける。
- 年齢で利用の制限がない。
- 多様な人と出会える、繋がりをつくれる。

# こどもの居場所とは

エドワード・T. ホール『かくれた次元』みすず書房 2000

住田正樹、南博文『子どもたちの「居場所」と対人的世界の現在』九州大学出版会 2003

小川博久、岩田遵子『子どもの「居場所」を求めて』ななみ書房 2009

## 1. 主観的要件

**自分**が居場所だと思う

## 2. 客観的要件

- ①心配してくれる(好きな)人がある
- ②物理的に**安心**できる空間がある



# こどもの居場所(サードプレイス)を増やすことの重要性

子供・若者育成支援推進大綱(令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定)より抜粋

**全ての子供・若者が、家庭や学校とは異なる対人関係の中で、社会性や豊かな人間性を育んだり、困難に直面したときには支援を求めたりすることができるよう居場所(サードプレイス)を増やす**

# こどもの居場所としての児童館の有効活用

- こどもが選んで行くことができる地域の安全・安心な居場所である
- すべてのこどもに開かれていて毎日無料で利用できる
- 親の就労や置かれている状況、利用目的や理由が問われない
- 全国に約4,350か所ある既存の社会資源(児童福祉施設)である
- 乳幼児→小学生→中・高校生世代にわたり連続的な支援が可能である
- 「保育士」「社会福祉士」「教諭免許」等の公的資格を持つ児童厚生員がいる
- ポピュレーションアプローチからターゲットアプローチまで多様な支援ができる



**総合的かつ継続的なこども家庭支援機能が可能な  
地域の公的既存施設を有効活用する**

# 児童館の概況

## 目的

(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条規定)

○児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする

(児童館ガイドライン(平成30年子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)第1章規定)

○18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにする

## 設置状況

(令和3年社会福祉施設等調査)

○4,347か所 (前年より51か所減少、5年連続減少中)

## 職員

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第38条)

○児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない

(令和3年社会福祉施設等調査)

○児童館従事者数19,321人

## 理念

(児童館ガイドライン(平成30年子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)第1章規定)

○児童館は、児童の権利に関する条約の精神及び児童福祉法の理念にのっとり、年齢及び発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。



# 児童館の機能

1. **子どもの育成機能**⇒福祉理念の地域における具現化のセンター(拠点性)
  - (1) 遊びを通じた支援機能⇒休息、遊び(児童生活文化)を通じた発達支援
  - (2) 子どもの生活安定の援助機能⇒放課後児童クラブ事業、地域ケアサービス
2. **子育て家庭支援機能**⇒親子の居場所、情報提供、相談、調和、橋渡し等々
 

◎今日的な社会課題に対応⇒児童虐待、いじめ、子どもの貧困などへの協働対応(多機能性)
3. **地域活動〔社会参加〕促進機能**⇒福祉増進へ地域ネットワーク化(地域性)
  - (1) 地域組織化⇒地域の諸団体(母親クラブ、子ども会)・組織と協働、新たな育成
  - (2) 福祉組織化⇒地域福祉機関・施設と連絡・調整・協働して地域のネットワーク化

(児童館ガイドライン規定)

## 児童館の特性

① 拠点性	子どもが自らの意思で、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる。
② 多機能性	子どものあらゆる課題に直接関わることができ、子どもと一緒に考え、対応することができる。
③ 地域性	地域住民、関係機関等と連携して、子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

# こどもの意見を聴く人

内閣官房 子ども家庭庁設立準備室「子ども基本法に基づく子ども施策の策定等へのこどもの意見の反映について」  
令和4年11月14日事務連絡別紙(子ども施策の策定等へのこどもの意見反映に関するQ&A)【第1版(令和4年11月版)】より

**Q** こどもの意見を聴くに当たって、ファシリテーターやサポーターのような役割が重要とのことだが、そうした人材はどのように確保すれば良いか。



**A** 例えば、

- ・ 児童館や青少年センターなどで、日ごろからこどもと直接接している職員
- ・ こどもや若者の支援や参画に関わっている民間団体
- ・ 世代の近い地域の学生や若者などを活用することが考えられる。

なお、ファシリテーターやサポーターのような役割については、誘導をしないようにすることや基本的人権に配慮することなど、基本的な配慮事項について共有しておくことが望ましい。

# 児童館における「こどもが意見を述べる場」の取組事例

- こどもにアンケートをとり、意見を反映する
- 遊びのルールや遊具の使い方等についてこどもの意見を聴く
- こども自身が表現・発表できる機会をつくる
- こども会議を実施する
- こどもが行事・活動の企画・運営を担当する
- こどもが施設の運営内容や方法を決める
- こどもが児童館運営協議会の構成員となって意見を述べる
- こどもが地域の活動に関わる機会をつくる
- こどもがまちづくりや行政に関わる機会をつくる

# 児童健全育成推進財団の概要



児童健全育成推進財団は、全国の児童館・放課後児童クラブ・母親クラブの支援を通して、各地域の子どもの健全な育成を図るための活動を推進しています。

## About Us

名称	一般財団法人 児童健全育成推進財団 (Foundation for Promoting Sound Growth of Children)
設立年月	昭和48年(1973年)5月
所在地	東京都渋谷区渋谷2-12-15 日本薬学会ビル7F
代表者	理事長:鈴木一光
会員数	組織会員98、施設会員2,718、個人会員 428 (令和4年度現在)
活動範囲	全国

## 主な事業

1. 児童館の全国ネットワーキング  
児童館の情報交換・交流機会の提供 等
2. 児童館・放課後児童クラブの活動・運営支援  
共済(保険)制度、福祉サービス第三者評価事業 等
3. 児童館・放課後児童クラブの人材育成  
キャリア別・テーマ別研修会、資格制度 等
4. 児童健全育成の情報発信・研究  
テキスト、事例集等の出版、調査研究事業 等
5. 地域活動のサポート  
子ども・子育て支援ボランティアの支援 等

# (別紙) 参考資料

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省補助）  
「児童館の運営及び活動内容の状況に関する調査研究」

## 2021全国児童館実態調査結果（抜粋）

※令和3年度は調査年度であり、令和2年度実績としての数値を表しています

一般財団法人 Foundation for Promoting Sound Growth of Children

児童健全育成推進財団

<http://www.jidoukan.or.jp/>

児童健全育成

検索

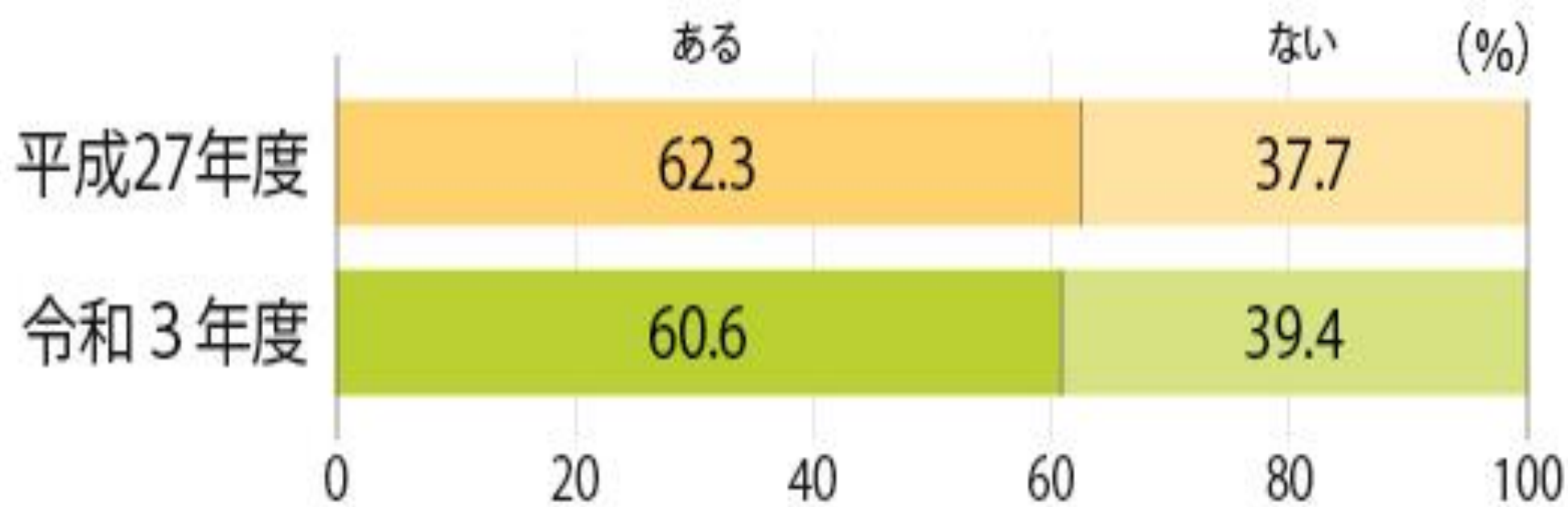


<https://www.facebook.com/fpsgc>





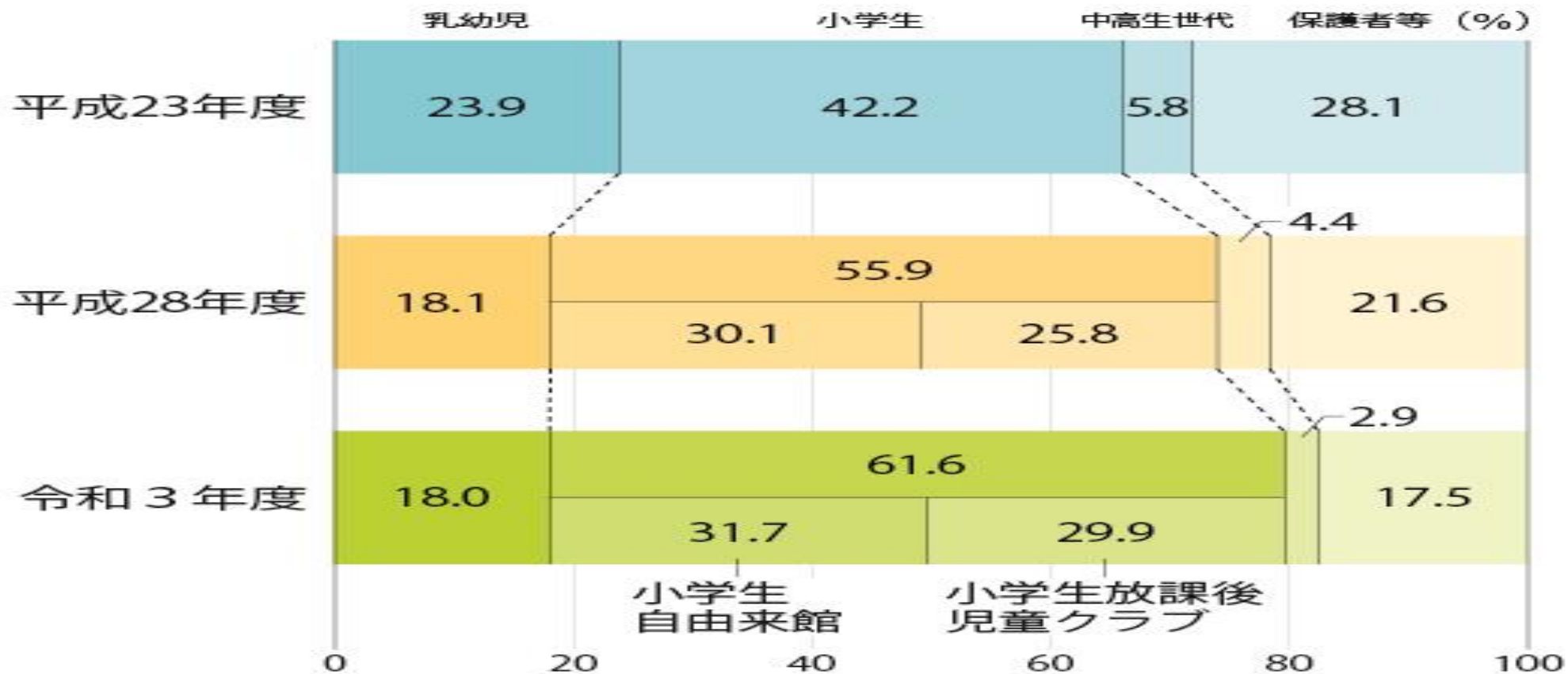
## ■ 全国の自治体の児童館設置率



児童館の設置率は約6割となっている。



## ■ 児童館の利用者層の内訳



乳幼児の利用が約2割弱。小学生の利用が約6割（うち半数は放課後児童クラブ利用児童）だった。



## ■ 児童館ガイドラインに示す「児童館の活動内容」実施割合

1 遊びによる子どもの育成	98.1 %
2 子どもの居場所の提供	96.5 %
3 子どもが意見を述べる場の提供	62.9 %
4 配慮を必要とする子どもへの対応	69.8 %
5 子育て支援の実施	85.7 %
6 地域の健全育成の環境づくり	71.0 %
7 ボランティア等の育成と活動支援	54.3 %
8 放課後児童クラブの実施と連携	55.7 %

全国の約97%の児童館が「子どもの居場所」を意識した活動を行っている。「子育て支援」は、約86%の児童館が実施している。





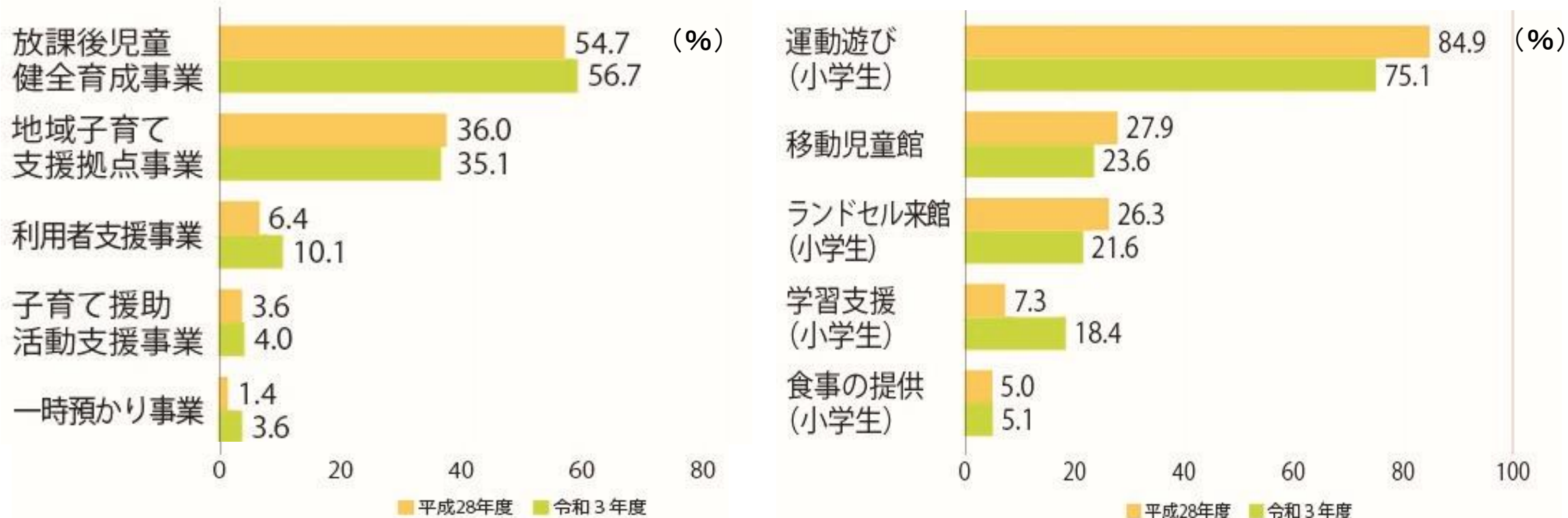
## ■ 子どもが意見を述べる場の提供の実施割合



児童館ガイドラインの活動内容として、子どもが意見を述べる場の提供の実施割合が伸びている。



## ■ 児童館の多様な活動の実施割合

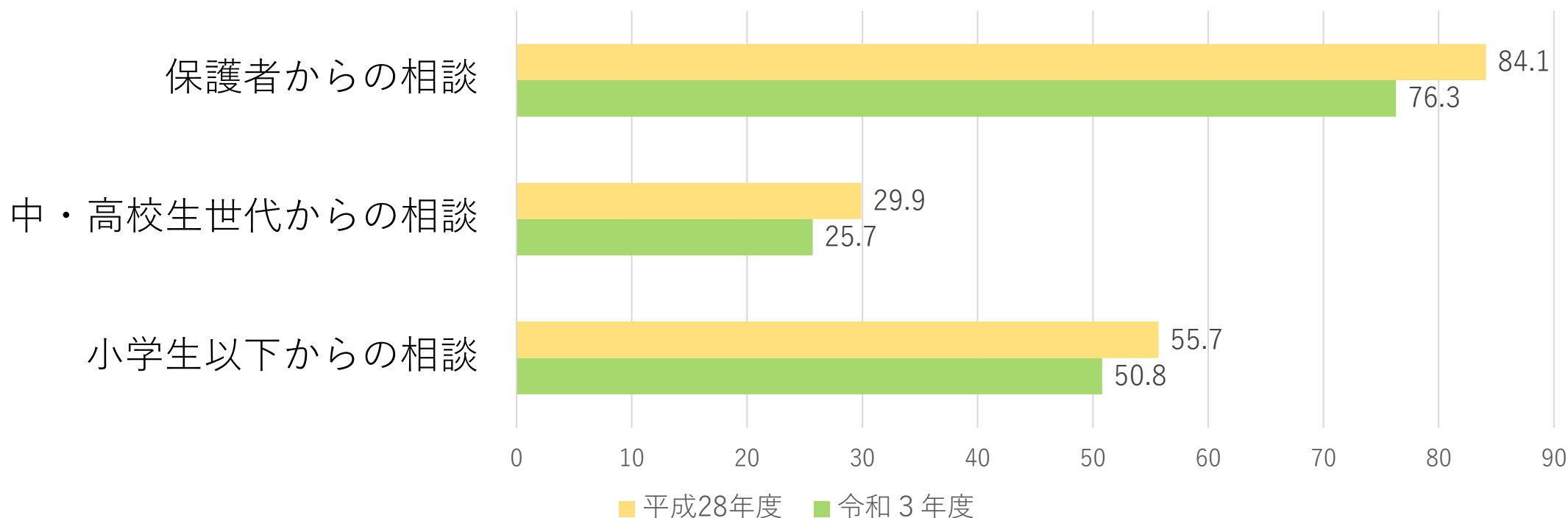


コロナ禍により、児童館の活動が微減するなか、放課後児童クラブや利用者支援事業、学習支援の実施割合は増加した。



## ■ 相談支援・対応の実施割合

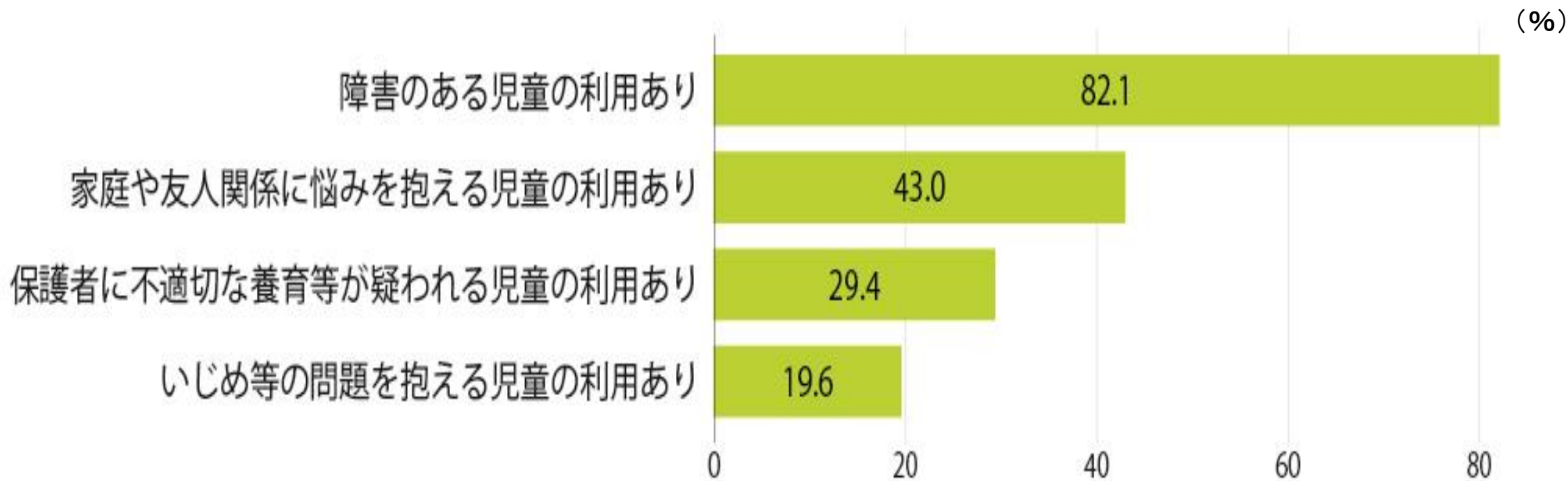
(%)



児童館職員が対応した相談件数の平均は、小学生以下から24.5件、中・高校生世代から25.7件、保護者から76.3件となっている。



## ■ 配慮を必要とする子どもが利用する児童館の割合



障害のある子どもが利用している児童館が8割以上あり、その他配慮を必要とする子どもが利用している。